

第 223 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 1 2 号

令和 4 年 1 2 月 6 日かすみがうら市農業委員会告示第 1 2 号をもって、令和 4 年 1 2 月 1 2 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 2 2 3 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 4 年 1 2 月 1 2 日（月） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番 海東 功	2 番 西崎 敏和	4 番 宮本 教夫	5 番 塚本 勝男
6 番 安田 治	7 番 飯田 敬市	8 番 久松 弘叔	9 番 井坂 孝雄
10 番 高田 健司	11 番 谷中 昌	12 番 廣原 孝	13 番 栗山 千勝
14 番 塚本 茂	15 番 中山 峰雄		

4. 欠席委員

3 番 鈴木 良道

5. 説明のため出席した者

事務局長補佐 関川 信政 係長 横田 桂明 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

11 番 谷中 昌 12 番 廣原 孝

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
 - 報告第 37 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地等の権利移動届について
 - 報告第 38 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第 39 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について
 - 報告第 40 号 制限除外の農地移動届出の受理について
- ⑤ 議案審議について
 - 議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
 - 議案第 77 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 78 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 79 号 農地改良協議書に対する同意について
 - 議案第 80 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 81 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

午後 2 時 58 分閉会

事務局長補佐	<p>只今から、令和4年度第223回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	(会長あいさつ)
議長	はじめに事務局から諸般の報告をお願いします。
事務局長補佐	(諸般の報告朗読)
議長	<p>次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、11番 谷中 昌委員、12番 廣原 孝 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	次に報告第37号から40号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質

議長	<p>疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p>
議長	<p>はじめに「議案第76号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p>
議長	<p>最初に、番号1番について審議いたします。</p> <p>なお、番号1番については、1番海東 功 委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律 第31条 及び かすみがうら市 農業委員会会議規則 第13条の規定により、退席願います。</p> <p>(1番 海東 功 委員 退席)</p>
議長	<p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>

<p>8番 久松委員</p>	<p>12月5日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、塚本勝男委員と安田委員と私、久松の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番の農地は上稲吉地内の福性寺●●●●●●●●から約500m南西に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、雑草繁茂の状態となっていました。</p> <p>申請人は、譲渡人の要請により今回の申請に至りました。大麦を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
<p>議長</p>	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

<p>8番 久松委員</p>	<p>400m南西に位置する田1筆、中志筑1897-1の農地は約400m南東に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、一部雑草繁茂の状態が見られましたが、おおむねきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稲、柿を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号5番の農地は、牛渡地内の●●●から約900m東に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

	(賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号3番については、5条許可と関連がありますので、議案第78号の審査の中で一括審議といたします。
議長	次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	<p>全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に「議案第77号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
8番 久松委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番になります。図面番号1番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●から約400m北東に位置する畑1筆、農地区分は農振農用地になります。</p> <p>こちらは、令和元年12月10日付けで、営農型太陽光発電施設設置に伴う農地法第4条の一時転用許可を受けた3年間の期間が満了となるため今回の申請に至りました。</p> <p>現在、パネルの下には、自宅でポットなどに挿し木し、育成したブルーベリーの苗木を徐々に植え付けている状況です。また、現地確認では、圃場管理は適正にされていると思われ、収穫に向けて、準備を整えている段階である</p>

<p>8番 久松委員</p>	<p>と思われるため、許可にあたって支障はないと判断しました。</p> <p>なお、許可期間については、10年の許可期間の要件も満たしていないことから、許可期間は3年間となります。</p> <p>続きまして番号2番になります。図面番号2番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●から約100m北東に位置する畑2筆になります。</p> <p>こちらは、第2種農地と判断しました。</p> <p>なお、申請地は既に墓地への進入路として使用されており、始末書が添付されております。</p> <p>申請人は、今後も進入路として使用したいと考え、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いたします。</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
<p>議長</p>	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第 7 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 7 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
6 番 安田委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>まず、番号 1 番から 2 番になりますが、こちらの案件については、申請地が隣接しており、同一の転用計画に含まれるため、一括で説明いたします。図面番号 3 番、4 番も併せてご覧ください。</p> <p>なお、番号 1 番は進入路の一時転用、番号 2 番は太陽光発電施設に係る申請</p>

6番 安田委員

になっております。

申請地は、●●●●●●から約400m南に位置する畑3筆になります。

こちらは、第2種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設及び整備用資材搬入の進入路として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号3番になります。図面番号5番も併せてご覧ください。

申請地は、上稲吉地内の●●●●●●●●●●から約300m北東に位置する畑1筆になります。

こちらは、第2種農地と判断しました。

申請人は、携帯電話基地局工事仮設用地として一時転用するため、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号4番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●から約400m南東に位置する畑1筆になります。

こちらは、第2種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

6番 安田委員

続きまして番号5番になります。こちらについては、先ほど説明がありました議案第76号農地法第3条の番号3番と関連がありますので一括で説明いたします。図面番号7番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から約300m東に位置する田畑6筆、農地区分は農振農用地になります。

こちらは、令和元年12月10日付けで、営農型太陽光発電施設設置に伴う農地法第5条の一時転用許可を受けた3年間の期間が満了となるため今回の申請に至りました。

現在、パネルの下には、シャインマスカットを育成しており、令和3年度から実をつけはじめ、徐々に収穫及び出荷なども行っている状況です。また、現地確認では、圃場管理は適正にされていると思われ、許可にあたって支障はないと判断しました。

なお、許可期間については、申請人が認定農業者であり、収穫や出荷なども徐々に行えていることから、許可期間を10年間としても問題ないと判断しました。

続きまして番号6番になります。図面番号8番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から約600m北東に位置する畑1筆になります。

こちらは、第2種農地と判断しました。

申請人は、火薬庫建設を行うにあたり、開発行為の技術基準として待避所を設ける必要があるため、今回の申請に至りました。

議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1、2番については、隣接した同一計画の案件となりますので、一括審議をお願いします。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1、2番については、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1、2番については原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号5番について、「議案第76号」番号3番と同一計画地であり、関連した案件になりますので一括 審議をお願いします。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号5番並びに、「議案第76号」番号3番について、原案のとおり 許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成(賛成多数)ですので、番号5番並びに、「議案第76号」番号3番については 原案のとおり許可することに 決定いたします。</p>

議長	次に、番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
4番宮本委員	火薬庫の開発ですが、危険物等の保安協議はしているのですか。
事務局	開発の担当課で、建物など設置するための基準は適正に計画されていて問題ないと聞いています。
4番宮本委員	火薬庫が爆発したとき周りにフェンスなどの設置はするのですか。
事務局	開発申請の設計図面には、フェンスなど設置する計画があります。
4番宮本委員	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。

	<p>番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号8番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
4番宮本委員	<p>田んぼなんです、上下田んぼで排水はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>太陽光自体は、敷地内浸透の予定です。また、谷津田設置のため道路に水が流れる心配はないと思います。</p>
4番宮本委員	<p>今後、湿地のため雑草が繁茂して除草剤をかけて影響があるのでは。</p>
事務局	<p>今回の事前調査時は、冬で繁茂状況は見られなかったが、この後、太陽光担当課が許可したら転用事業者が管理を行う事になっています。</p>
4番宮本委員	<p>実際に冬だから良いが、担当課へ管理するよう追跡調査をするよう伝えてください。</p>
事務局	<p>はい、伝えておきます。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

議長	<p>番号 8 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 8 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第 7 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」並びに「議案第 7 6 号」番号 3 番について、原案のとおり許可することに決定いたしました</p>
議長	<p>次に「議案第 7 9 号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
5 番塚本委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番になります。図面番号 1 1 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、加茂地内の●●●●●●●●●●から約 800m北西に位置する田 1</p>

議長	<p>これより、議案審議に入ります。番号1番について、 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり 同意することに、 賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成(賛成多数)ですので、番号1番は 原案のとおり 同意することに 決定いたします。 次に、番号2番、3番については、同一申請地でありますので、一括審議を お願いします。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番、3番について 原案のとおり 同意することに、 賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成(賛成多数)ですので、番号2番、3番は 原案のとおり 同意することに 決定いたします。 次に、番号4番について、 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について 原案のとおり 同意することに、 賛成の方は 挙手をお願いします。
議長	全員賛成(賛成多数)ですので、番号4番は 原案のとおり 同意することに 決定いたします。
議長	「議案第79号 農地改良協議書に対する 同意について」は、原案のとおり 同意することに決定いたしました。
議長	次に 「議案第80号 農業経営 基盤強化 促進法第18条 第1項の規定による 農用地 利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局朗読)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第80号 について 原案のとおり 決定することに 賛成の方は 挙手を

議長	お願いします。
議長	全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第80号農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第1項の規定による農用地 利用集積計画の 決定について」は、 原案のとおり 決定いたしました。
議長	次に 「議案第81号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第19条 第3項 の規定による農用地 利用配分計画案の 意見の 決定について」 上程いたします。
議長	事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局朗読)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第81号 について、原案の とおり 決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。
議長	全員賛成（賛成多数）ですので、「議案第81号 農地中間管理事業の推進に 関する法律 第19条第3項の規定による 農用地 利用配分計画案の 意見の決 定について」は、原案のとおり 決定いたしました。

議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p>その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p> <p>来月の総会は、1月10日（火）午後2時から予定しております。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、飯田 敬市 委員、井坂 孝雄 委員、高田 健司 委員 です。</p> <p>日時は、1月5日（木）午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室2 といたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>他に 事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度、国費導入タブレットの操作研修会について
議長	<p>事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等、何かありましたらお願いします。</p> <p>（意見、質問等なし）</p> <p>それでは、以上を持ちまして、第223回総会を閉会いたします。</p> <p>慎重審議大変ご苦労様でした。</p>
事務局長補佐	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____